

## 新交通ビジョンを踏まえた海上交通の安全確保のための制度改正について

### ．はじめに

我が国における海難の発生隻数等は、横ばい傾向で推移している。また、今後も、船舶の大型化・高速化の進展、外国籍船舶の増加等により潜在的な海難のリスクが高まっていくものと考えられる。

一方で、平成19年4月には海洋基本法が成立し、海洋の安全の確保を図ることが国の責務であると明記された。また、平成20年3月に閣議決定された海洋基本計画では、海上交通の安全に係る取り組みとして海上交通ルールの見直し等を推進することとされた。

さらに、リアルタイムでの船舶の動静把握等を容易にする船舶自動識別装置（AIS）の普及が進展している。

こうした状況の中、平成20年6月、本審議会において「AISの整備等を踏まえた新たな船舶交通安全政策のあり方について」の答申（新交通ビジョン 海上交通の安全確保に向けての新たな展開）をとりまとめたところである。

今般、同答申の内容を踏まえ、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための制度の創設等を内容とする海上交通の安全確保のために必要となる所要の制度改正について、以下のとおりとする。

### ．海上交通の安全確保のために必要な制度改正について

#### 1．ふくそう海域における安全性の向上

##### （1）航路における一般的な航法

###### 追越しの禁止

一定の航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、他の船舶（著しく遅い速力で航行している船舶を除く。）を追い越してはならないものとする。

###### 航路外での待機の指示

海上保安庁長官又は港長は、自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができるものとする。

###### AISを活用した進路を知らせるための措置

船舶が航路外から航路に入ろうとするとき等は、進路を他の船舶に知らせるため、信号による表示に加えその他一定の措置を講じなければならないものとする。

##### （2）特定の海域における航法

###### 来島海峡航路における航法

- ( ) 逆潮の場合は、一定の速力以上の速力で航行するものとする。
- ( ) 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想される場合等において、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、航路をこれに沿って航行し、又は航行しようとする船舶に対し、特別な航法を指示することができるものとする。
- ( ) 来島海峡航路をこれに沿って航行しようとする船舶の船長は、その名称等を海上保安庁長官に通報しなければならないものとする。

航路以外の海域における航法（航路出入口付近海域等における経路）

海上保安庁長官は、自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある航路以外の海域について、船舶の航行に適する経路を指定することができるものとし、当該海域を航行する船舶は、できる限り、当該経路によって航行しなければならないものとする。

### ( 3 ) 船舶の安全な航行を援助するための措置

海上保安庁長官等が提供する情報の聴取

海上保安庁長官又は港長は、航路（港内にあっては船舶交通が著しく混雑する特定港内の一定の航路）及びその周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要がある一定の海域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供するものとするとともに、当該条件に該当する船舶は、当該航路等を航行している間は、当該情報を聴取しなければならないものとする。

航法の遵守及び危険の防止のための勧告

海上保安庁長官又は港長は、 の条件に該当する船舶が交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合、又は当該船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため、必要な限度において、当該船舶に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとするとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとする。

### ( 4 ) その他

航路通報・指示対象船舶の拡大

航路を航行しようとするときにあらかじめ船舶の名称等を通報しなければならない船舶として、航路ごとに定める一定の長さ以上の船舶等を追加するものとする。

危険防止のための交通制限手続の迅速化

海上保安庁長官は、船舶交通の障害の発生等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、緊急の必要がある場合においては、告示以外の適当な方法により、当該海域を航行することができる船舶又は時間を

制限することができるものとする。

## 2. 港内船舶交通の効率化、安全対策の強化

### (1) 効率的な交通整理手法の導入

一定のトン数又は長さ以上の船舶は、一定の水路を航行しようとするときは、港長に、船舶の名称等を通報しなければならないものとする。同時に、当該水路に接続する海上交通安全法の航路を航行しようとする船舶が、同法の規定による通報と併せて、停泊し、又は停泊しようとするけい留施設を通報したときは、当該水路に係る通報をすることを要しないものとする。

### (2) 異常な気象等の場合の危険防止のための指示・勧告

港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情による危険を防止する等のため、特定港内等にある船舶に対し、停泊する場所及び方法を指定し、移動を制限し、又は特定港内等から退去することを命ずることができるものとする。同時に、危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

### ・新たな制度の実施時期について

の安全対策を実施するための制度改正を行った上で、新たな制度の運用にあたっては、海事関係者等の意見を十分踏まえる等の所要の準備等に必要な期間を考慮し、原則として、制度改正後約1年以内実施する。